

○山口市社会教育委員の設置に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。)第 15 条及び第 18 条の規定に基づき、社会教育委員の設置、構成、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(社会教育委員の設置)

第 2 条 山口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員の構成)

第 3 条 委員の定数は 25 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第 5 条 委員が第 3 条に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(秘密保持)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。